

行政相談委員に

委嘱

4月1日に金子さん、湯口さんが引き続き行政相談委員になりました。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受けて、皆さんの相談相手として、国の行政機関等の業務に関する苦情の相談に応じて、相談者に必要な助言や関係機関にその苦情を通知するなどその解決の促進をお手伝いします。

▼行政相談委員（順不同敬称略）
金子 タカ子
大磯 21511-3

☎ (61) 3320

湯口 敏昭

国府新宿 767

☎ (71) 0886

▼相談事項

社会福祉、医療保険、年金、国道、労働基準、雇用保険、郵便など国の行政機関等の業務に関する苦情について、お気軽にご相談ください。

今月の行政相談は、23ページの「相談の案内」をご参照ください。

◎問い合わせ

地域協働課 ☎ 内線 237

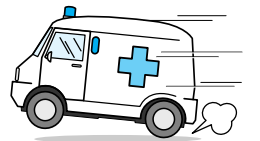
消防署からのお願い

救急車は適正に利用を！

近年、救急出動の増加に伴って全国的に救急車が不足する事態が発生し、大磯町でも同様な事が心配されます。症状が軽く搬送手段があるにもかかわらず、救急車ならばすぐ診てもらえる等の安易な行為が、本場に一刻を争う重症の方の救急車の利用を妨げるおそれがあります。救急車の適正な利用をお願いします。

患者さんの様子や事故の状況などから、急いで病院に運んだ方が良いと思っただけで、迷わず119番で救急車を呼んでください。

また、休日や夜間等で診察できる病院がわからない場合は消防署に問い合わせください。



救急隊員の現場活動に協力を！

救急車が現場付近に到着したら次のことにご協力ください。

- 救急車のサイレンが聞こえたら案内をお願いします。

診察券、保険証等をご持参ください。かかりつけの医院があれば診療科目も教えてください。

病歴、治療中の病名を教えてください。

傷病者の状態を把握するので血圧や心電図等を測定することがあります。その他、救急隊員が質問する事項があります。以上の事は救急隊員が傷病者を円滑に医療機関へ搬送するために必要な事です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

合併浄化槽の設置に補助

生活排水による公共用水域の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

化槽を設置する方。ただし、販売又は賃貸の目的で建物を建築する場合は対象となりません。

○補助金額

浄化槽の人槽区分	補助金の額
5人槽	342,000円
6・7人槽	414,000円
8~10人槽	537,000円

○補助対象地域

下水道計画区域以外の地域等

○補助対象者

対象地域内で居住用の住宅に家庭用小型合併処理浄

○申請手続き

浄化槽の着工前までに補助金申請書に建築確認通知書の写し、構造図、設置図等を添えて申請してください。

○申請場所

環境美化センター

◎問い合わせ

環境美化センター ☎ (72) 4438

手帳

等の住所変更は

お済ですか？

身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳などの住所変更は済んでいますか？

変更手続きをしないと今まで受けていたサービスが受けられなくなる場合があります。また、死亡などにより手帳などが必要なくなった場合は、必ず障害福祉センターあるいは、役場

◎問い合わせ

障害福祉センター ☎ (73) 4530

国民健康保険税の一部を変更！

地方税法の改正により平成19年度分から国民健康保険税の基礎課税額分の課税限度額が変更になりました。なお、介護納付金課税限度額(9万円)については変更ありません。

【現行】 53万円
← 【改正後】 56万円

◎問い合わせ

町民課 ☎ 内線 247